

## 社会福祉法人 南高愛隣会 役員等報酬規程

### (目的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人 南高愛隣会（以下「当法人」という）定款第 16 条、第 5 条および 6 条の規定に基づき、役員、評議員及び評議員選任・解任委員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

### (用語の定義)

第 1 条の 2 この規程において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 役員：理事及び監事
- (2) 専任役員：役員のうち、職員を兼ねず、月 15 日以上勤務する者
- (3) 常勤役員：役員のうち、職員を兼ね、月 15 日以上勤務する者
- (4) 非常勤役員等：専任役員及び常勤役員以外の役員、評議員及び評議員選任・解任委員

### (報酬等の支給)

第 2 条 役員等には、勤務形態に応じて、次の通り報酬等を支給する。

- (1) 専任役員には、報酬、賞与及び退職金を支給する。
  - (2) 常勤役員には、報酬及び、職員給与規程に基づく賞与並びに退職金を支給する。
  - (3) 非常勤役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職金は支給しない。
- 2 専任役員に対する退職金は、任期を満了、または辞任、死亡により退任した者に支給するものとし、死亡により退任した者については、その遺族に支払うものとする。ただし、退職金の支給が社会通念上適切でない場合には、この限りではない。

### (専任役員の報酬等の算定方法)

第 3 条 専任役員に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬及び賞与については、別表 1 に定める額
- (2) 退職金については、別表 1 に定める算式により算出される額
- (3) 通勤手当については、職員給与規程第 21 条の規定に準ずる額

### (常勤役員の報酬等の算定方法)

第 4 条 常勤役員に対する報酬等の額は、別表 2 の定めによるものとする。

### (非常勤役員等の報酬等の算定方法)

第 5 条 非常勤役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、別表 3 に定める額
- (2) 非常勤役員等が職務のために出張をしたとき、または会議等に出席したときは、職員等出張旅費規則に基づき、旅費（交通費、宿泊料等）を支給する。

(報酬等の支給方法)

第 6 条 専任役員に対する報酬等の支給時期は、次の各号による報酬等の区分に応じて定める時期とする。

(1) 報酬については、職員給与規程第 4 条に準じた日とする。

(2) 賞与については、職員給与規程第 25 条に準じた日とする。

(3) 退職金については、任期の満了、辞任又は死亡により退職した後 90 日以内に支給する。

2. 常勤役員に対する報酬は、職員給与規程第 4 条に準じた日に支給する。

3. 非常勤役員等に対する報酬は、当該会議に参加した都度、支給する。

4. 報酬等は、法令の定めるところにより控除すべき金額及び本人から申し出があったときには、立替金、積立金等を控除して支給する。

(報酬等の日割り計算)

第 7 条 新たに専任役員及び常勤役員に就任した者には、その日から報酬を支給する。

2. 専任役員及び常勤役員が退任し、又は解任された場合は、前日までの報酬を支給する。

3. 月の途中における就任、退任、又は解任の場合の報酬額については、その月の総日数から日曜日及び土曜日の日数を差し引いた日数を基礎として日割りによって計算する。

4. 本条の第 2 項の規定に関わらず、専任役員及び常勤役員が死亡によって退任した場合、その月までの報酬を支給する。

(端数の処理)

第 8 条 この規程により、計算金額に 1 円未満の端数が生じたときには、その端数を切り上げるものとする。

(公表)

第 9 条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第 59 条の 2 第 1 項 2 号に定める報酬等の支給の基準を公表する。

(改廃)

第 10 条 この規程の改廃は、評議員会の承認を受けて行う。

(補則)

第 11 条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が理事会の決議を経て、別に定めることとする。

附則

この規程は、平成 18 年 4 月 1 日より施行する。

平成	21 年	3 月	20 日	一部改定	平成	22 年	3 月	22 日	一部改定
平成	22 年	5 月	22 日	一部改定	平成	25 年	4 月	1 日	一部改定
平成	25 年	10 月	28 日	一部改定	平成	26 年	3 月	16 日	一部改定
平成	29 年	4 月	1 日	一部改定	令和	4 年	10 月	1 日	一部改定

別表1 専任役員の報酬等

(1) 報酬

役職名	報酬の上限額
理事長	月額 1,200,000 円

(2) 賞与

7月の賞与	報酬月額×1.8か月分×(対象期間の業務実績)
12月の賞与	報酬月額×2.0か月分×(対象期間の業務実績)

(3) 退職金

最終報酬月額 × 在職月数 × 15/100
------------------------

※ この基準額の±20%の範囲で、法人の財務状況、当該理事長の業務実績等を勘案して、理事会が決定する。

※ 在職期間の計算は、役員の選任の日から暦に従い計算し、1月に満たない端数が生じたときは、1月とする。

別表2 (常勤役員の報酬)

常勤役員には、職員給与に加えて役員報酬を支給する。ただし、役員報酬等と職員給与の合計は下記の範囲内とする。

役員報酬上限額	月次報酬等合算上限額
月額 150,000 円	月額 700,000 円

別表3 (非常勤役員等の報酬)

(1) 理事

	1回あたり
理事会への出席	15,000 円
決議の省略(みなし決議)	10,000 円
上記の他、法人運營業務のための出勤	15,000 円

(2) 監事

	1回あたり
理事会等会議への出席	15,000 円
監事監査	20,000 円
上記の他、法人運營業務のための出勤	15,000 円

(3) 評議員

	1回あたり
評議員会への出席	15,000 円
決議の省略(みなし決議)	10,000 円
上記の他、法人運營業務のための出勤	15,000 円

(4) 評議員選任・解任委員

	1回あたり
評議員選任・解任委員会への出席	10,000 円

※ただし、職員が評議員選任・解任委員を兼務する場合には支給しない。

以上